

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第6号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第13条第1項から第3項までの規定による報酬）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。